

吳市教育委員会議題  
(令和3年3月23日定例会)

吳市教育委員会



令和3年3月23日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第6号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第7号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第7号 令和2年度教育費補正予算について 【非公開】
- 6 報告第8号 令和2年4月に学校統合した旧下蒲刈小学校及び旧下蒲刈中学校の学校統合後のアンケート集計結果について 【非公開】
- 7 教議第8号 職員人事について 【秘密会】



教議第6号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年呉市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
<p>(特別休暇)</p> <p>第9条 条例第13条の規則で定める場合は、別表第2各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>2 略</p>		<p>(特別休暇)</p> <p>第9条 条例第13条第1項の規則で定める場合は、別表第2各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第13条第2項の規則で定めるものは、別表第2第15号に掲げる場合に受けることができる特別休暇で、その期間が2日を超える場合における当該超える期間に係るものとする。</u></p>	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間	(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
		(6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤	その都度必要と認める期間

		務しないことがやむを得ないと認められる場合	
(6)～(13) 略		(7)～(14) 略	
(14)女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間	(15)生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	その都度必要と認める期間
(15)～(23) 略		(16)～(24) 略	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年呉市条例第25号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

## 議案資料 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正の趣旨

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部が改正されたことに伴い、他の呉市職員における制度に合わせ、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

### 2 改正の内容

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するための特別休暇を追加します。

また、生理日において勤務することが著しく困難である女子職員が生理の場合に、取得できる特別休暇の期間を変更します。

### 3 施行期日

令和3年4月1日





教議第7号

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について  
呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

呉市外国語指導助手任用規則（令和2年呉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第13条 略 2 前項第1号から第5号まで、 <u>第9号及び</u> 第12号の特別休暇は有給とし、第6号か ら第8号まで、 <u>第10号及び第11号の特</u> 別休暇は無給とする。 3 略	(特別休暇) 第13条 略 2 前項第1号から第5号まで <u>及び第9号</u> から <u>第12号まで</u> の特別休暇は有給とし、 第6号から第8号までの特別休暇は無給 とする。 3 略 4 <u>前項の規定により勤務しない期間は、報</u> <u>酬を支給しない。</u>

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市外国語指導助手の特別休暇について、呉市その他の規定変更に合わせて、一部を有給とするように、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市外国語指導助手の特別休暇について、呉市その他の規定変更に合わせて、一部を有給とするように、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 母体保護休暇及び通勤緩和休暇を有給とします。

(2) 産後、勤務しない期間は、従前から市の規則に基づき、報酬を支給しないものとしておりますが、この旨を改めて明記します。

3 施行期日

令和3年4月1日

《参考》

呉市外国語指導助手任用規則

第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

第10号（概略）妊産婦である外国語指導助手が、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため必要な場合

第11号（概略）妊娠中の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑により母胎又は胎児の健康保持に影響がある場合

第13条第3項 委員会は、出産した外国語指導助手を、その出産の日の翌日から8週間を経過するまでの間勤務させてはならない。～以下略～